

平成30年度 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

次 第

○日時 平成31年2月21日(木)
午後1時30分～午後3時

○会場 宇都宮市役所14階
14大議室

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長選出

5 議事

一般廃棄物処理基本計画における2018(平成30)年度の実績及び2019
(平成31)年度実施計画 の策定について

6 その他

7 閉会

【配付資料】

一般廃棄物処理計画について	資料1
ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について	資料2-1
ごみ・資源物の排出状況等	参考資料1
主なごみ・資源物の流れ	参考資料2
ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等	別紙1
生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について	資料2-2
生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等	別紙2
2019(平成31)年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)	別冊

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

敬称略，区分ごとの50音順

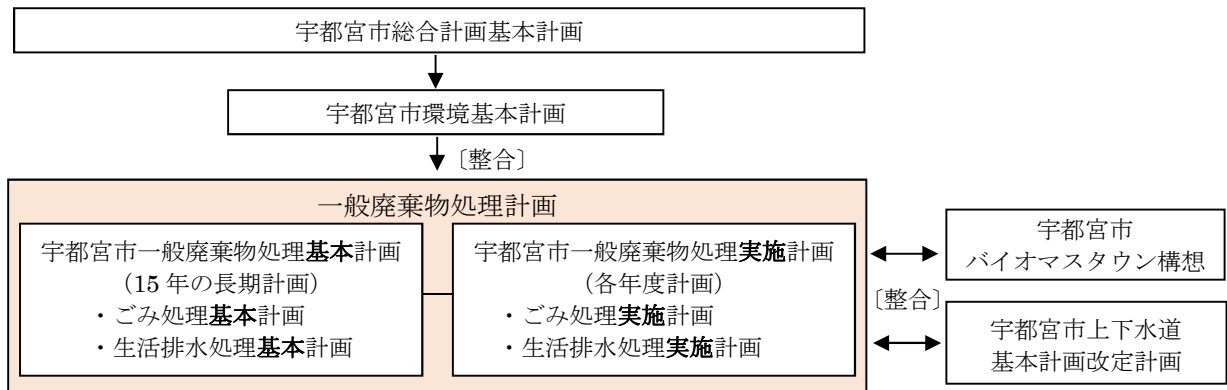
No.	氏名	役職等	区分
1	今井 政範	宇都宮市議会議員	①市議会議員
2	金子 和義	宇都宮市議会議員	
3	黒子 英明	宇都宮市議会議員	
4	小平 美智雄	宇都宮市議会議員	
5	村田 雅彦	宇都宮市議会議員	
6	出口 明子	宇都宮大学准教授	②学識経験者
7	樋口 徹	作新学院大学教授	
8	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	③各種団体代表者
9	枝野 悦子	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会計	
10	大金 勇夫	宇都宮市自治会連合会副会長	
11	金枝 右子	宇都宮市消費者友の会会長	
12	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	④事業者
13	木原 秀明	株式会社ヨークベニマル築瀬店店長	
14	高橋 克彦	株式会社東武宇都宮百貨店総務人事部部長	
15	津浦 幸雄	株式会社オータニ管理部部長	
16	新妻 克隆	公益社団法人宇都宮青年会議所副理事長	
17	清本 龍司	宇都宮興産株式会社代表取締役	⑤廃棄物処理業者
18	深澤 智之	有限会社アタカサービス専務取締役	
19	石川 博之	市民公募	⑥公募委員
20	大八木 延子	市民公募	

一般廃棄物処理計画について

1 計画の概要

市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」から成る）。

【計画の位置付け】



(1) 基本計画について

- ・ 一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもの
- ・ 社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について検討するもの
- ・ 適切な処理を実施するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの

【宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）】

ア 計画期間

2016（平成28）年度から2030（平成42）年度までの15か年

イ 策定期期

5年ごとに改定

(2) 実施計画について

- ・ 前年度の施策事業の取組状況及び評価を踏まえ、当該年度の施策事業及びごみを適正に分別・収集・処理・処分するための具体的な取組を定めるもの
- ・ また、同様に生活排水処理施設の整備や接続状況を予測し、生活排水を適正に処理するための具体的な取組を定めるもの

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（平成31年度計画）】

ア 計画期間

2019（平成31）年4月1日から2020（平成32）年3月31日

イ 策定期期

2月（毎年度末までに、次年度計画を策定）

ウ 構成

- ・ 基本指標の目標値
- ・ 一般廃棄物の排出状況等・生活排水処理施設の整備状況等
- ・ 施策事業の取組
- ・ 収集運搬・中間処理・最終処分体制

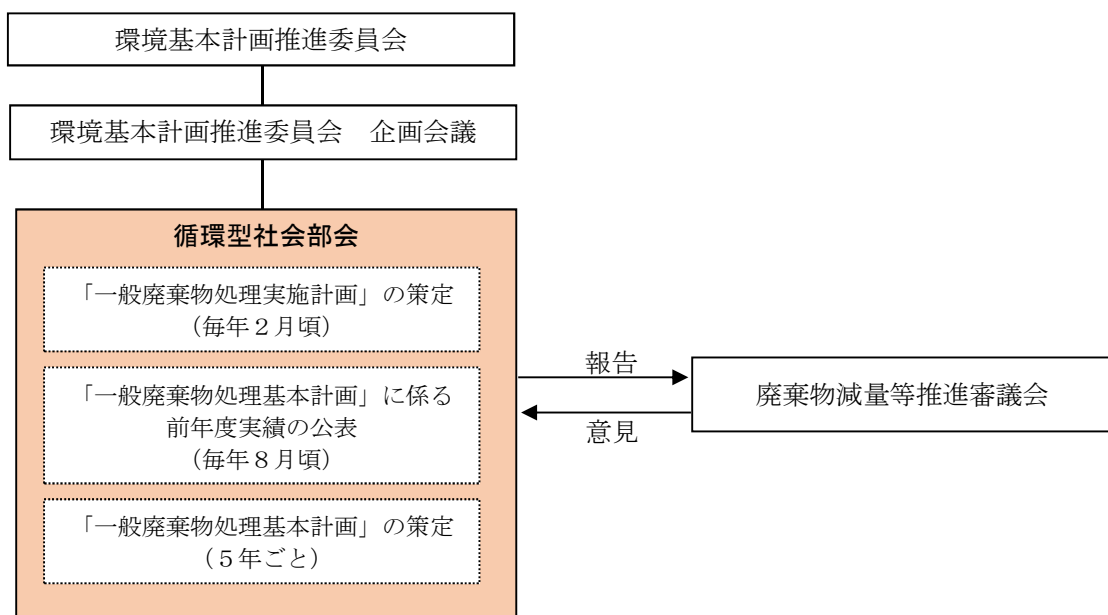
2 推進体制

(1) 庁内

- ・ 環境の保全及び創造に関する取組を総合的・計画的に推進するため、部局横断的な組織として、「環境基本計画推進委員会」を設置し、その下部組織として、「循環型社会部会」を設置
- ・ 「循環型社会部会」において、環境基本計画の廃棄物分野（ごみの発生抑制及び資源循環利用の推進）に関すること、一般廃棄物処理計画に関することを所掌

(2) 庁外

計画の進捗状況等を点検・評価し、専門的な立場からの意見聴取等を行うため、学識経験者や各種団体代表者、事業者等からなる「廃棄物減量等推進審議会」を設置



ごみ処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

1 基本指標に対する取組状況・・・【参考資料1】 参照

(1) 【基本指標1】 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）（g/人・日）

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32) (短期目標)
目標値	—	548	543	539	535	532	530
実績値	552	556	552	552	*557		
目標値との差 (達成度)	—	+8 (98.6%)	+9 (98.4%)	+13 (97.6%)	+22 (96.1%)		

* 2018（平成30）年度は12月までの実績に基づく推計値

「一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）」はほぼ横ばいの状況にあり、2020（平成32）年度の短期目標の達成に向け、進捗状況に遅れが生じている。

〈考察〉

・ 焼却ごみへの資源物の混入

焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は減少傾向にある（2017（H29）：22.4%⇒2018（H30）：20.6%）が、依然として、「プラスチック製容器包装」及び「資源化できる紙類」が一定量混入していることから、正しい分別に関する理解が徹底されていないものと考えられる。

・ 未開封の食品等の排出（食品ロス）

食品ロスの削減に向けた、「もったいない残しま10！」運動をはじめとした取組の実施により、市民の意識醸成や行動促進が図られているが、依然として、焼却ごみの中には、賞味・消費期限切れなどにより、手付かずの食品が排出されていることから、取組が徹底されていないものと考えられる。

・ 社会環境の変化によるごみの増加

分別等に関する行政情報が行き届きにくい世帯（共同住宅世帯など）が増加傾向にあることや、超高齢化に伴う在宅介護に関連するごみの増加、世帯数の増加に伴う粗大ごみの増加など、社会環境の変化による影響が考えられる。

〈取組の方向性〉

・ 正しい分別に関する周知啓発の継続

分別精度を向上するため、正しい分別について、あらゆる機会や場を活用した様々な周知啓発を行うほか、「プラスチック製容器包装」や「資源化できる紙類」など分別がわかりにくい品目については、自治会等の関係団体と連携し、継続的に分別講習会を実施するなど効果的・効率的な周知啓発を実施していく。

- ・ **市民・事業者と連携した食品ロスの削減**

焼却ごみの中で一定の割合を占めている食品ロスの削減については、引き続き、「もったいない残しま10！」運動による市民・事業者と連携した全市的な取組を推進するとともに、家庭で余っている食品の寄付を募る「フードドライブ」に取り組んでいく。

- ・ **行政情報が行き届きにくい世帯に対する周知啓発の強化**

分別等に関する行政情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対して、管理会社等に働きかけるなどにより分別徹底に係る周知啓発を強化していく。

- ・ **安定的かつ効果的・効率的な資源化手法の検討**

現在取り組んでいる剪定枝や使用済小型家電などの資源化に加え、新たな資源循環利用の推進について、市民の利便性や費用対効果等を踏まえた、安定的かつ効果的・効率的な資源化手法を検討していく。

(2)【基本指標2】事業系ごみ排出量 (t/年)

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32) (短期目標)
目標値	—	45,607	45,144	44,680	44,216	43,752	43,300
実績値	46,071	44,552	44,506	44,252	*43,513		
目標値との差 (達成度)	—	▲1,055 (102.4%)	▲638 (101.4%)	▲427 (101.0%)	▲703 (101.6%)		

* 2018 (平成30) 年度は12月までの実績に基づく推計値

「事業系ごみ排出量」は減少傾向にあり、2020 (平成32) 年度の短期目標の達成に向け、順調に推移している。

〈考察〉

- ・ **適正処理の徹底による減少**

適正処理の徹底に向けた戸別訪問指導や研修会の開催などにより、不適正処理に対する指導等を行う事業所が減少傾向にあることから、これまでの継続的な取組の効果が現れているものと考えられる。

- ・ **効果的な資源化の促進**

これまで焼却処理されてきた市施設から排出される剪定枝を民間資源化施設に誘導したことの効果が現れているものと考えられる。

- ・ **更なる資源化に向けた課題**

一方、生ごみなどの資源化については、分別や収集運搬に関する費用面等に課題があり、主体的な取組が進みにくいものと考えられる。

〈取組の方向性〉

・ 指導対象の拡大による減量化の推進と適正処理の徹底

2019（平成31）年度から戸別訪問指導の対象となる事業所を拡大し、事業系ごみの排出実態を踏まえた効率的な調査・指導を適切に行っていくことにより、更なる減量化の推進と適正処理の徹底を図っていく。

・ 事業者と連携した食品ロス削減の推進

「もったいない残しま10！」運動の趣旨に賛同する飲食店等の事業者を「もったいない残しま10！運動」協力店として登録を促進することで、事業者と連携し、食べ切り・使い切り等による食品ロスの削減を推進する。

・ 事業者の主体的な取組の促進

事業者の主体的な資源化の取組を促進するため、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートについて検討していく。

（3）【基本指標3】最終処分量（埋立量）（t／年）

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32) (短期目標)
目標値	—	19,150	21,194	21,088	20,980	19,234	17,200
実績値	20,445	20,504	21,013	19,899	*20,945		
目標値との差 (達成度)	—	+1,354 (93.4%)	▲181 (100.9%)	▲1,189 (106.0%)	▲35 (100.2%)		

* 2018（平成30）年度は12月までの実績に基づく推計値

「最終処分量」は、2020（平成32）年度の短期目標の達成に向け、概ね計画どおり推移している。

〈考察〉

・ 適切な資源化による最終処分量の減少

資源物以外のごみ量は増加しているが、中間処理の過程で破碎鉄やエコスラグなど一部を適切に資源化していることから、最終処分量は計画値より削減できている。

〈取組の方向性〉

・ 計画的な最終処分の実施

引き続き、ごみの減量化・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する。

(4) 【参考指標】 リサイクル率※ (%)

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32) (短期目標)
目標値	—	—	19.0	20.0	21.0	22.0	22.9
実績値	18.2	17.9	17.3	16.5	*15.4		
目標値との差 (達成度)	—	—	▲1.7 (91.1%)	▲3.5 (82.5%)	▲5.6 (73.3%)		

* 2018 (平成30) 年度は12月までの実績に基づく推計値

※ ごみの総排出量のうち、市施設等で資源化された量と集団回収量の割合 (スーパーマーケット等における店頭回収など民間事業者による主体的な資源化などを除く)

リサイクル率 = 資源化量 (直接資源化 + 施設中間処理 + 集団回収) ÷ ごみ排出量 (収集 + 施設搬入 + 集団回収)

「リサイクル率」は低下傾向にあり、2020 (平成32) 年度の短期目標の達成に向け、進捗状況に遅れが生じている。

〈考察〉

・ 資源物の排出量の減少

焼却ごみの中に含まれる資源物の割合は減少傾向にあり、分別の推進は図られているが、資源化可能な各種容器包装の素材の軽量化が進んでいることや、新聞や雑誌の発行部数の減少などに伴い、資源物の排出量が減少していることから、紙類等の資源化量が行政回収、集団回収ともに減少傾向にある。

・ 民間主導のリサイクルの進展

民間事業者によるリサイクルの推進により、スーパー店頭における資源物回収が利用されていること (家庭系) や、多量排出事業所を中心に民間資源化施設を活用した紙類などの資源化が推進されていること (事業系) などにより、行政回収以外のリサイクルの取組が進展しており、市民・事業者のリサイクル行動は促進されている (【参考資料2】参照)。

・ 計画的なエコスラグの生産

エコスラグは用途等により計画的に生産しており、平成30年度はエコパーク板戸の土堰堤整備にあたり、焼却主灰を活用するため、エコスラグの生産量を調整したことに伴い、資源化量が減少している。

〈取組の方向性〉

・ 正しい分別方法に関する理解の徹底

焼却ごみに含まれている資源物について、正しい分別方法に関する理解の徹底に向けた、啓発活動を継続していく。

・ 拠点回収に関する周知啓発の強化

剪定枝や使用済小型家電等の拠点回収の推進などによる市民のリサイクル意識の向上に向けて、周知啓発を強化していく。

- ・ 資源化事業者等との連携による資源化手法の検討

リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法について検討していく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙1のとおり

3 収集運搬・中間処理・最終処分体制

収集運搬、中間処理及び最終処分体制については、ごみ処理基本計画に基づき、5種13分別によるステーション方式による収集や拠点回収等の体制を継続するとともに、現行の焼却施設や資源化施設、最終処分場における適正な処理・処分体制を継続する。

(1) 収集運搬体制

- ・ 5種13分別の継続
- ・ 家庭系ごみについて、委託による行政収集の継続
- ・ 事業系ごみについて、排出者責任による自己搬入、又は許可業者による収集運搬
- ・ ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等について、戸別訪問によるごみ収集を実施
- ・ 2020（平成32）年度のごみ収集運搬業務委託の更新に向けた収集運搬体制の検討

(2) 中間処理体制

- ・ クリーンパーク茂原、南清掃センターにおいて焼却処理
- ・ クリーンパーク茂原リサイクルプラザにおいて不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトルを資源化
- ・ エコプラセンター下荒針においてプラスチック製容器包装、白色トレイを資源化
- ・ 民間資源化施設において紙・布類等を資源化
- ・ 「ごみ焼却施設整備基本計画」に基づき、(仮称)新北清掃センターの整備を推進

(3) 最終処分体制

- ・ エコパーク板戸において最終（埋立）処分
- ・ 「新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」に基づき、(仮称)第2エコパークの整備を推進

ごみ・資源物の排出状況(宇都宮市分)

【参考資料1】

区分	単位	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	増減 (H29・H30比)
人口	人	517,696	518,761	519,631	520,197	520,189	▲ 8
世帯数	世帯	221,101	217,419	220,093	222,650	225,063	2,413

※10月1日の推計人口

区分		単位	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30) (見込み)	増減 (H29・H30比)	
家庭系	資源物以外	焼却ごみ	t	100,213	101,409	100,523	100,569	101,570	1,001
		不燃・危険ごみ	t	3,106	3,165	2,956	2,919	2,945	26
		粗大ごみ	t	949	1,083	1,156	1,234	1,310	76
		小計	t	104,268	105,657	104,635	104,722	105,825	1,103
		一人1日当たり 【基本指標1】	g/人・日	552	556	552	552	557	6
	資源物	ペットボトル	t	1,807	1,822	1,803	1,825	1,938	113
		びん・缶類	t	6,616	6,579	6,415	6,224	5,970	▲ 254
		プラ・白色トレイ	t	3,475	3,470	3,374	3,314	3,333	19
		紙布類	t	11,460	10,732	10,191	9,603	9,357	▲ 246
		小計	t	23,358	22,603	21,782	20,966	20,598	▲ 368
家庭系計		t	127,626	128,260	126,417	125,687	126,423	736	
事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	44,604	43,160	43,163	42,985	42,310	▲ 675
		不燃・危険ごみ	t	127	107	111	138	165	27
		粗大ごみ	t	176	167	193	187	160	▲ 27
		小計	t	44,907	43,434	43,467	43,310	42,635	▲ 675
	資源物	ペットボトル	t	17	17	24	30	32	2
		びん・缶類	t	898	882	825	716	630	▲ 86
		プラ・白色トレイ	t	21	25	16	11	13	2
		紙布類	t	229	195	174	186	203	17
		小計	t	1,164	1,118	1,039	942	878	▲ 64
	事業系計 【基本指標2】		t	46,071	44,552	44,506	44,252	43,513	▲ 739
家庭系+事業系	資源物以外	焼却ごみ	t	144,816	144,569	143,686	143,554	143,880	326
		不燃・危険ごみ	t	3,233	3,272	3,068	3,057	3,110	53
		粗大ごみ	t	1,125	1,250	1,348	1,421	1,470	49
		小計	t	149,174	149,091	148,102	148,031	148,460	429
		一人1日当たり	g/人・日	789	785	781	780	782	2
	資源物	ペットボトル	t	1,823	1,839	1,827	1,855	1,970	115
		びん・缶類	t	7,514	7,461	7,240	6,939	6,600	▲ 339
		プラ・白色トレイ	t	3,496	3,495	3,390	3,325	3,346	21
		紙布類	t	11,689	10,927	10,364	9,790	9,560	▲ 230
		小計	t	24,522	23,721	22,821	21,908	21,476	▲ 432
家庭系+事業系計		t	173,697	172,812	170,923	169,940	169,936	▲ 4	
集団回収		t	10,556	9,860	9,195	8,472	7,958	▲ 514	
廃食用油		t	(32)	(35)	(34)	35	35	0	
インクカートリッジ		t	(1)	(1)	(1)	1	1	0	
使用済小型家電		t	(38)	(71)	(85)	191	198	7	
剪定枝		t	(87)	(96)	(160)	323	352	29	
総排出量 【取組指標(基本施策1-1)】		t	184,252	182,672	180,118	178,962	178,480	▲ 482	

※2016(平成28)年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

最終処分量

区 分		2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30) (見込み)	増減 (H29・H30比)
焼 却 主 灰	t	8,681	10,228	10,822	10,246	11,466	1,220
ば い じ ん	t	4,748	4,732	4,482	4,358	3,934	▲ 424
選 別 不 燃 残 渣	t	5,190	5,504	5,597	5,190	5,408	218
溶 融 ス ラ グ	t	1,827	40	112	105	137	32
最終処分量計 【基本指標3】	t	20,445	20,504	21,013	19,899	20,945	1,046

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

資源化量・リサイクル率

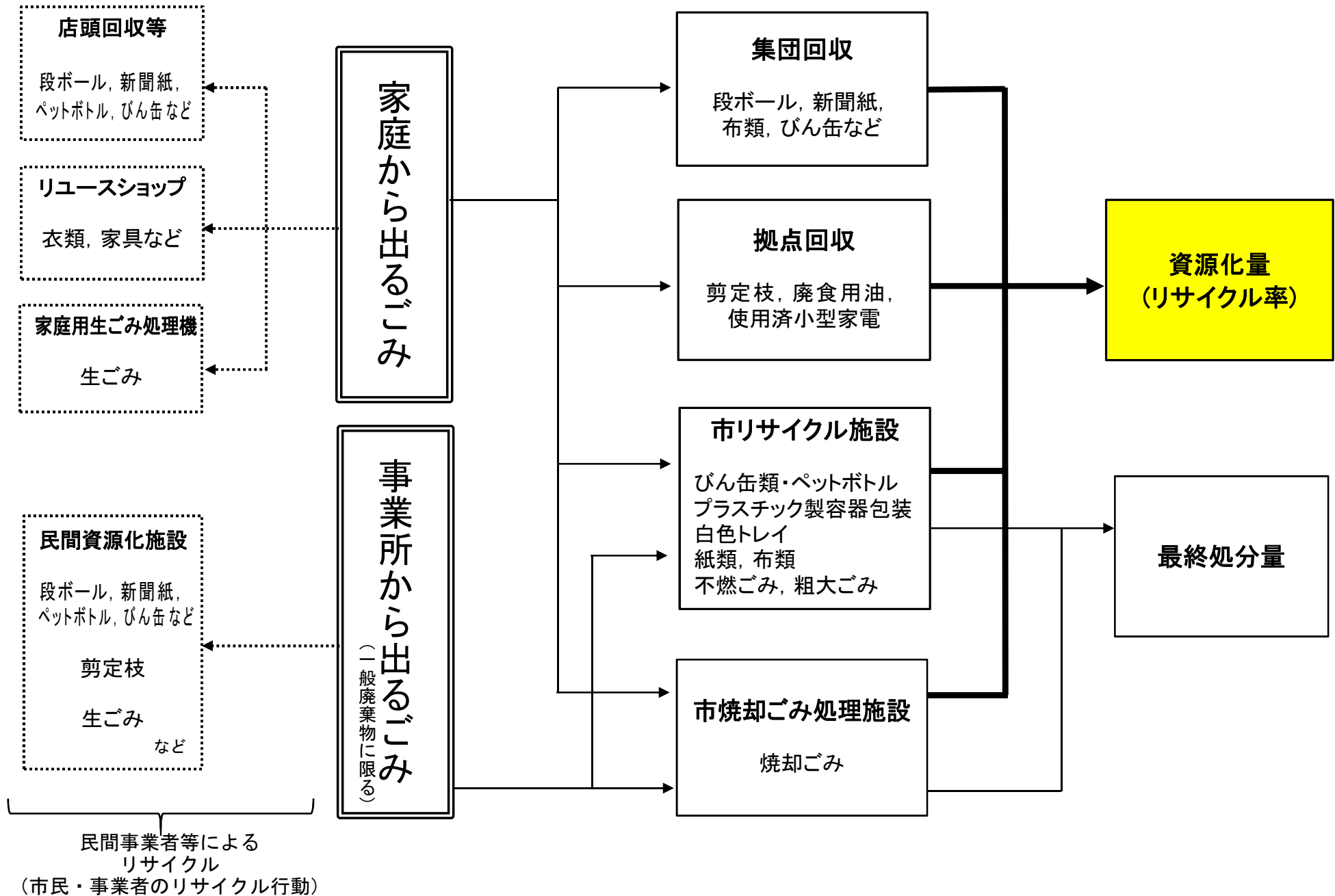
区 分		2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30) (見込み)	増減 (H29・H30比)
総排出量	t	184,252	182,672	180,118	178,962	178,480	▲ 482
リサイクルプラザ	t	6,632	6,525	7,084	6,227	5,563	▲ 664
ペ ッ ト ボ ト ル	t	1,258	1,158	1,215	1,202	1,141	▲ 61
金属類(破碎・プレス)	t	3,717	3,684	4,050	3,572	3,248	▲ 324
ガラス類(カレット)等	t	1,657	1,683	1,818	1,452	1,174	▲ 278
エコプラセンター下荒針	t	3,011	2,951	2,849	2,736	2,717	▲ 19
プラ製容器包装	t	3,002	2,943	2,841	2,729	2,713	▲ 16
白 色 ト レ イ	t	9	8	8	7	4	▲ 3
(株)エスケシー	t	11,626	10,940	10,328	9,693	9,466	▲ 227
紙 布 類	t	11,626	10,940	10,328	9,693	9,466	▲ 227
焼却処理後	t	1,737	2,406	1,723	1,863	1,141	▲ 722
焼 鉄	t	164	150	150	151	110	▲ 41
溶 融 メ タ ル	t	212	162	110	121	80	▲ 41
エ コ ス ラ グ	t	1,361	2,094	1,463	1,591	951	▲ 640
集 団 回 収	t	10,556	9,860	9,195	8,472	7,958	▲ 514
廃 食 用 油	t	(32)	(35)	(34)	35	35	0
インクカートリッジ	t	(1)	(1)	(1)	1	1	0
使用済小型家電	t	(38)	(71)	(85)	191	198	7
剪 定 枝	t	(87)	(96)	(160)	323	352	29
合計	t	33,561	32,682	31,179	29,542	27,431	▲ 2,111
リサイクル率 【参考指標】	%	18.2	17.9	17.3	16.5	15.4	▲ 1.1P

※2016(平成28)年度までの拠点回収量(カッコ内の数値)は、総排出量に含めていないため、参考として記載しています。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

主なごみ・資源物の処理の流れ

【参考資料2】



◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容
施策項目・取組指標							
【基本施策1-1】 発生抑制の促進	(1) 生ごみの水切り励行 【継続】	◆ごみの排出段階において水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を推進する。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発	・継続的な周知啓発により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。	・更なる市民意識の向上や取組の定着に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行っていく必要がある。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発の継続	
	(2) もったいないレジ袋削減推進 【継続】	◆ごみの発生抑制の観点から、市民・事業者・行政が一体となった「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける周知啓発 ・「マイ・バッグ・キャンペーン」強化期間におけるパネル等の展示	・継続的な啓発活動により、イベントでのアンケート調査結果等において、取組が浸透している状況が見られる。	・更なる市民意識の向上や取組の定着に向け、あらゆる機会を活用して周知啓発を行うとともに、事業者に対して、継続的に取組促進への働きかけをしていく必要がある。	・各種イベントなどを通じたマイバッグ利用促進に係る周知啓発の継続	
	(3) 家庭ごみ有料化の調査・研究 【継続】	◆ごみの減量化・資源化の推進や公平性確保などの観点から踏まえた検討を行う。	・政令市・中核市及び県内自治体における有料化の実施状況に関する情報収集 ・有料化の目的・効果や手数料の料金体制・水準などに関する情報収集	・他自治体における有料化導入の背景や効果、課題等について調査を行った。 ・有料化の検討・導入・実施の各段階における課題とその対応等について検討を行った。	・ごみの減量化・資源化施策の効果や他の施策との関連性、社会環境の変化などを踏まえ、施策の有効性について検証を行う必要がある。	・本市における施策としての有効性を検証するための調査・研究の継続	
	【取組指標】 ごみ総排出量（t）	※資源物を含む家庭系・事業系ごみの総排出量	◆「もったいない生ごみ（食品ロス）」を削減するため、周知啓発の強化や各事業者との連携による食べ切り・使い切りを推進する。	・自治会等における分別講習会や各種イベント、市ホームページや自治会回覧などにおける食品ロス削減に係る周知啓発 ・「もったいない残しま10！」運動におき食品ロスの削減に向けた各種取組の実施 ・「もったいない残しま10！」運動「協力店制度の登録促進に向けた周知啓発 ・「フードバンク宇都宮」の支援及び市イベントにおける「フードドライブ」の取組の拡充	・周知啓発による市民・事業者の意識醸成が図られている。 ・「もったいない残しま10！」運動「協力店の登録促進による事業者と連携した食べ切り・使い切り」等を推進している。 ・市イベントにおいて、家庭で余っている食品をイベントの2週間前から受け付けるなど、「フードドライブ」の取組の拡充により、市民・事業者の行動促進につながっている。	・「もったいない運動市民会議」等と連携した更なる「もったいない残しま10！」運動の周知啓発や、「もったいない残しま10！」運動「協力店の拡大」などにより、市民・事業者・行政が一体となった食品ロス削減に向けた取組を推進していく必要がある。	・自治会等における分別講習会や各種イベント、市ホームページや自治会回覧などによる食品ロス削減に係る周知啓発の継続 ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用した「もったいない残しま10！」運動や「フードドライブ」等の周知啓発の実施 ・「もったいない残しま10！」運動「協力店の登録促進による事業者と連携した食べ切り・使い切り」等の推進
	2014 (H26) (基準値)						
	184,252	182,672	180,118	178,962	178,480	180,600	
評価	・目標達成に向け、継続的かつ着実な減量化が図られている。 ・もったいない生ごみの減量化や簡易包装の推進など、発生抑制の促進に係る各種取組の効果が現れており、特に事業系焼却ごみの減量化が図られている。						
(5) 簡易包装の推進 【新規】	◆過剰包装の抑制や代替商品の利用促進などにより、容器包装廃棄物の減量化を推進する。	・簡易包装の推進に積極的な事業者を認定するエコショップ等認定制度の実施	・エコショップ等において、簡易包装に係る声かけを行うなどにより、取組の推進が図られている。	・更なる市民意識の向上や取組の定着に向け、様々な機会を活用し、事業者や市民への取組促進への働きかけを強化していく必要がある。	・各種媒体を通じた簡易包装の推進に係る事業者や市民への周知啓発		
【基本施策1-2】 再使用の促進	(6) リユース品の利用促進 【新規・重点】	◆市民がリユースに取り組みやすい環境を整備する。	・リーフレットの配布や市ホームページにおけるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供 ・地域におけるリユースの取組状況（制服、学用品等）に係る情報収集 ・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進	・清掃工場や各地区市民センター等と連携したリーフレットの配布など、積極的な周知啓発により、リユースに対する市民の意識醸成が図られている。 ・地域における主体的なリユースの取組について情報収集するとともに、取組の拡大に向け、関係課との連携による働きかけを行った。	・リユース促進に向けた情報提供内容や媒体の充実を図る必要がある。 ・市民の主体的なリユースの取組を促進するための効果的な情報発信を行っていく必要がある。	・リーフレットの配布やホームページの活用によるリユースショップの紹介や利用方法等に関する情報提供 ・関係課・団体との連携による市民の主体的なリユースの取組の促進	
	(7) 衣類再利用の推進 【新規】	◆焼却ごみ等に含まれる利用可能な衣類について、再利用を推進するための事業手法を構築する。	・環境学習センターにおけるリ活用可能な粗大ごみの修繕による再生品の販売	・取組の定着が図られ、安定的な販売実績を確保している。	・再使用の推進に加え、「もったいない」のこころを醸成する観点から、効果的な再生品販売に取り組む必要がある。	・革製品や綿入り製品など、現在焼却処理している品目のリユース品として回収の仕組みづくりに向けた調査・研究	
	【取組指標】 布類の分別協力率（％）	※布類の総排出量に占める資源化量の割合	2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)
16.7	16.0						
評価	目標達成に向け、焼却ごみに混入している「資源化できる布類」の割合が減少しており、市民の分別意識の向上のほか、リユースに関する周知啓発の強化により、衣類の再利用の推進が図られているものと考えられる。						
(8) 粗大ごみの再生品販売 【継続】	◆再利用が可能な粗大ごみの再生品販売を推進する。	・環境学習センターにおけるリ活用可能な粗大ごみの修繕による再生品の販売	・取組の定着が図られ、安定的な販売実績を確保している。	・再使用の推進に加え、「もったいない」のこころを醸成する観点から、効果的な再生品販売に取り組む必要がある。	・再生品販売を通じた「もったいない」のこころの醸成や、再使用の推進に向けた周知啓発の実施		

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容									
施策項目・取組指標																			
<p>【基本施策1-3】 普及啓発の実施</p> <p>【取組指標】 多量排出事業所に対する 指導割合（％）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014 (H26) (基準値)</td> <td>2015 (H27) (実績)</td> <td>2016 (H28) (実績)</td> <td>2017 (H29) (実績)</td> <td>2018 (H30) (見込)</td> <td>2020 (H32) (目標値)</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>25</td> </tr> </table> <p>※多量排出事業所のうち、不適正処理に対する 再訪問指導等を行った事業所の割合</p> <p>評価 目標達成に向け、指導割合が減少傾向にあり、 事業所への戸別訪問指導や不適正排出事業者への 指導強化などの取組による効果が現れているもの と考えられる。</p>	2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)	50	39	40	35	30	25	(9)	もったいない運動 との連携推進 【継続】	◆3R活動の実践 に向けた講座等を通 じて、「もったいな い」のこころを醸 成する。	・もったいない運動との連携による 3R活動の実践に向けた環境出 前講座や各種イベントにおける周 知啓発の実施	・環境出前講座や各種イベントを 通じた連携推進が図られている。	・もったいない市民会議と連携し た「もったいない運動」の更なる 取組強化など、「もったいない」 のこころの醸成による市民・事業 者の3R活動を促進していく必要 がある。	・もったいない運動と連携した3 Rに係る環境出前講座や、イベ ントにおける周知啓発の実施
	2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)													
	50	39	40	35	30	25													
	(10)	環境教育支援の推進 【継続・重点】	◆3Rの重要性に ついて理解を深 め、環境配慮行 動を実践できる人 づくりを行うた め、環境教育の 支援を推進する。	・小学校4年生を対象とした社会 科補助教材の作成・配布 ・ライフステージに応じた環境出 前講座の開催	・小学校における補助教材の活用 や地域まちづくり組織等におけ る出前講座の実施により、3Rに 関する周知啓発の推進が図られ、 環境配慮行動の促進につながっ ている。	・環境教育の推進による、市民・ 事業者の更なる3R活動の実践に 向け、対象者のニーズに応じて補 助教材や講座の内容を適宜見直す など、情報提供の充実を図って いく必要がある。	・小学校4年生を対象とした社会 科補助教材の作成・配布 ・ライフステージや受講者の学 びたい内容に応じた環境出前講座 の開催												
(11)	エコショップ等の 普及促進 【継続】	◆認定店と連携 し、事業系ごみの 減量化や、市民・ 事業者の3R活動 の実践と定着に向 けた取組を推進す る。	・市ホームページ等を通じた認定 店における3R活動の取組紹介 ・認定店との連携による市民や事 業者の3R活動の推進	・認定店との連携により、レジ袋 削減や簡易包装の促進などの取 組の定着が図られている。	・引き続き、更なる制度の認知度 向上を図っていく必要がある。	・市ホームページ等を通じた認定 店における3R活動の取組紹介 ・認定店との連携による市民や事 業者の3R活動の推進													
(12)	事業系ごみの 適正処理の徹底 【拡充・重点】	◆事業系ごみの 処理に係る指導 や調査を実施し、 適正処理の徹底 を図る。	・大規模事業所に対する減量等計 画書の提出徹底及び戸別訪問指 導 ・大規模事業所の対象者を見直し （年間50t以上の多量排出事業者 を追加）、2019（平成31）年度運 用開始に向けた準備 ・中小事業所への戸別訪問指導 ・展開調査結果に基づく不適正排 出事業所への戸別訪問指導 ・廃棄物管理責任者研修会等にお ける分別の徹底や資源化に係る周 知啓発 ・関係機関と連携した適正処理を テーマとした講習会の開催	・戸別訪問指導や研修会などを活 用した分別徹底や資源化に係る周 知啓発により、多量排出事業所 に対する指導割合が減少するなど、 事業者の適正処理に対する理解度 の向上が図られている。	・戸別訪問指導や不適正排出事業 所への指導の強化により、更なる 事業系ごみの適正処理の徹底を図 る必要がある。	・大規模事業所（対象者を拡大） に対する減量等計画書の提出及び 更なる適正処理に向けた分別指導 の徹底 ・中小事業所の戸別訪問指導の実 施 ・展開調査結果に基づく不適正排 出事業所への戸別訪問指導 ・廃棄物管理責任者研修会や産業 廃棄物多量排出者等向け講習会等 による事業系ごみの適正処理に係 る周知啓発													

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容						
施策項目・取組指標																		
【基本施策2-1】 分別の徹底 【取組指標】 家庭系焼却ごみに含まれる資源物の割合（％）							(13) 分別強化推進	◆資源物の焼却ごみへの混入を防ぐため、あらゆる機会や場、媒体を活用した周知啓発により、5種13分別の徹底を図る。	・自治会等における分別講習会や各種イベントなどにおける分別徹底に係る周知啓発 ・スーパー店頭や地区市民センター・子育てサロン等における分別ゲームを活用した分別徹底に係る周知 ・共同住宅世帯に対する分別徹底に係る周知啓発 ・国際交流プラザと連携した外国人に対する周知啓発 ・ごみ分別アプリを活用した各種情報提供 ・不動産管理会社や大学等への分別に係る資料の配布	・あらゆる機会や場を活用した様々な周知啓発の実施により、ごみの分別や資源化に関する市民の協力度や理解度の向上につながっている。	・引き続き、分別に関する情報が十分に伝わりにくい世帯に対する周知啓発の強化など、市民の分別協力度や分別精度の更なる向上を図っていく必要がある。	・自治会等における分別講習会や各種イベント、地区市民センターなどにおける周知啓発の実施による、5種13分別の徹底強化 ・市の情報が行き届きにくい共同住宅世帯や外国人に対する周知啓発の強化						
													(14) 拠点回収事業の推進	◆資源物の常設拠点回収場所の拡充を図り、市民がリサイクルに取り組みやすい環境づくりを推進する。	・回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の実施 ・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入の実施 ・回収量の拡大に向けた周知啓発	・既存の拠点回収事業については、安定的な回収量が確保できている。市民の取組の定着が見られる。	・資源量化拡大に向けた周知啓発を行うとともに、多様な回収ルートを活用により、市民の利便性を高めていく必要がある。	・回収ボックスによる廃食用油や使用済小型家電、インクカートリッジの拠点回収の実施 ・清掃センターにおける剪定枝の通年受入の実施 ・回収量の拡大に向けた周知啓発
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進 【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量（t） ※剪定枝や廃食用油の資源化量							(15) リサイクル推進員活動支援の推進	◆地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の活動を支援する。	・研修会や施設見学の実施、情報紙の発行による情報共有など、リサイクル推進員の育成 ・地域まちづくり組織の環境部会等が地区文化祭で実施するごみの減量化等についての啓発活動への支援	・リサイクル推進員との連携により、地域における資源とごみの分別・排出指導やごみステーションの適正管理等の円滑な活動が実施されている。	・引き続き、リサイクル推進員による地域における主体的なごみの減量化・資源化、環境美化の取組を推進する必要がある。	・研修会や施設見学の実施などによるリサイクル推進員の育成及び活動への支援 ・研修会資料の見直しなどによる研修会の充実						
(16) 家庭系生ごみの資源化推進	◆生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進などにより、各家庭での生ごみの減量化・資源化を図る。	・家庭用生ごみ処理機設置費補助の実施 ・補助制度の活用促進に向けた制度の見直し	・平成29年度の補助対象機種種の拡大に伴う周知啓発等の強化により増加した補助件数が、横ばいで推移している。	・引き続き、家庭における生ごみの減量化・資源化の取組を促進するため、補助制度の更なる活用促進に向けた周知を強化していく必要がある。	・家庭用生ごみ処理機設置費補助の活用促進に向けた周知啓発の実施 ・自治会等の団体単位による申請を可能とするなど、補助対象者の拡大													
						2014 (H26) (基準値) 113							2015 (H27) (実績) 123	2016 (H28) (実績) 176	2017 (H29) (実績) 358	2018 (H30) (見込) 387	2020 (H32) (目標値) 1,500	
評価 ・着実な資源化量の拡大が図られているが、目標値の達成に向けては、更なる資源化の推進が必要となっている。 ・剪定枝や廃食用油の拠点回収の定着が図られているが、資源化量の拡大効果が高い事業系生ごみについて、費用面等の課題により、取組が進みにくい状況にある。							(17) 廃食用油の資源化推進	◆廃食用油を拠点回収し、BDFの製造や資源化事業者への売払いによる資源化を図る。	・スーパー（27か所、うち2018（平成30）年度に新規1か所増）や市有施設（19か所）における廃食用油の拠点回収及び事業の周知活動 ・障がい者支援団体や資源化事業者等との連携による効率的な回収・売払の実施	・拠点回収の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。	・引き続き、事業の周知啓発や回収状況に合わせた回収体制の見直しなどにより、更なる回収量増加や、市民の利便性の向上を図っていく必要がある。	・スーパーや市有施設における廃食用油の拠点回収の推進 ・更なる拠点回収増加に向けた事業の周知啓発 ・障がい者支援団体や資源化事業者等との連携による、効率的な回収・売払の実施						
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進 【取組指標】 廃棄物系バイオマスの資源化量（t） ※剪定枝や廃食用油の資源化量																		
2014 (H26) (基準値) 113	2015 (H27) (実績) 123	2016 (H28) (実績) 176	2017 (H29) (実績) 358	2018 (H30) (見込) 387	2020 (H32) (目標値) 1,500													

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策		施策事業	取組方針	2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容
施策項目・取組指標							
【基本施策2-2】 資源循環利用の推進		(18) 剪定枝の資源化推進 【拡充・重点】	◆剪定枝をチップ化し、循環利用を促進するとともに、資源化拡大に向けた調査・研究を実施する。	・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入による資源化の実施 ・剪定枝のステーション方式による収集のモデル事業の実施 ・資源化事業者等との連携による今後の効果的・効率的な資源化の推進	・南清掃センターにおける受入については、取組の定着化が図られ、安定した回収量を確保している。 ・モデル事業やアンケート調査を実施し、課題の抽出や今後の資源化の方向性に関する検討を行った。	・引き続き、市民の利便性や費用対効果等を踏まえた効果的・効率的な回収体制について検討する必要がある。	・南清掃センターにおける剪定枝の通年受入による資源化の実施 ・資源化事業者等との連携による効果的・効率的な資源化の推進 ・今後の資源化量の拡大に向けた多様な回収方法について、調査・研究を実施
		(19) 使用済小型家電の資源化推進 【継続】	◆レアメタルなどの有用金属を含む小型家電を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。	・市有施設（20か所）における使用済小型家電の拠点回収 ・資源化事業者等との連携による効率的な回収・売払の実施 ・清掃工場における不燃ごみからの選別回収の実施 ・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加（栃木県との連携による、市立小中学校での回収強化）	・拠点回収の定着化が図られ、着実に回収量が増加している。	・引き続き、事業の周知啓発や民間資源化事業者等との連携の強化などにより、レアメタル等の有用金属に対する市民のリサイクル意識の向上を図っていく必要がある。	・市有施設における使用済小型家電の拠点回収の推進 ・レアメタル等の有用金属に対する市民のリサイクルの意識醸成に向けた事業の周知啓発と資源化事業者等との連携の強化
		(20) インクカートリッジの資源化推進 【継続】	◆メーカーによるリサイクル事業に協力することで、資源化を推進する。	・市有施設（25か所）におけるインクカートリッジの拠点回収の実施	・拠点回収の定着化が図られ、安定したリサイクルの仕組みが定着している。	・引き続き、あらゆる機会を活用して周知啓発を行っていく必要がある。	・市有施設におけるインクカートリッジの拠点回収に係る周知啓発
		(21) 市有施設における資源化推進 【拡充】	◆清掃工場における熱エネルギーの有効利用や、市有施設から発生する資源化可能なごみの再生利用を推進する。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から排出される剪定枝の資源化の推進 ・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた調査研究	・清掃工場における熱回収により、安定した熱エネルギーの有効利用が図られている。 ・市有地から排出される剪定枝を資源化することにより、バイオマス資源の有効活用が図られている。 ・中央卸売市場に対する生ごみの資源化への働きかけ（民間資源化施設の紹介など）を通じて、課題等に対する共通認識が図られている。	・市関連施設から排出される生ごみについて、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討を行っていく必要がある。 ・リサイクル技術の最新動向や導入実績等に照らした各中間処理施設などにおける安定的かつ効果的・効率的な資源化手法について調査研究を行っていく必要がある。	・清掃工場における熱エネルギーの有効利用（ごみ発電） ・市有地から発生する剪定枝の資源化の推進 ・市関連施設から排出される生ごみの費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの調査研究 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究
		(22) 新たな資源循環利用の推進 【新規・重点】	◆新たな資源循環利用に向け、資源の特性に応じた地域循環を創出する。	・焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を把握するための組成分析調査の実施 ・剪定枝や生ごみなど廃棄物系バイオマスの資源化に向けた、先進自治体や資源化事業者等からの情報収集	・焼却ごみ組成分析調査を通じて、本市の地域特性等に応じた資源化可能品目の排出実態や分別協力度を把握している。 ・新たな資源化の手法や導入実績について、先進自治体や資源化事業者等からの情報収集を行った。	・市民の利便性や費用対効果等を踏まえた効果的・効率的な資源化手法について検討する必要がある。	・焼却ごみに含まれる資源化可能品目の割合等を把握するための組成分析調査の実施 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等を踏まえ、資源化事業者等との連携による安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容												
施策項目・取組指標																								
<p>【基本施策2-3】 市民・事業者主体による資源化の推進</p> <p>【取組指標】 多量排出事業所における 新たな資源化量（t）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014 (H26) (基準値)</td> <td>2015 (H27) (実績)</td> <td>2016 (H28) (実績)</td> <td>2017 (H29) (実績)</td> <td>2018 (H30) (見込)</td> <td>2020 (H32) (目標値)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>500</td> </tr> </table>							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)	—	0	0	0	0	500	(23)	資源物集団回収の推進	<p>◆地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。</p> <p>・実施団体に対する報償金の交付 ・実施団体の申請等に係る手続きの負担軽減を目的とした、報償金交付事務の見直し</p>	<p>・新聞や雑誌等の発行部数の減少や、スーパー等の店頭における独自回収などの資源物化ルートの多様化などの影響により、回収量が減少傾向にある中、実施団体を支援し、集団回収の活性化を図っている。</p>	<p>・効果的・効率的な資源物集団回収の仕組みについて検討が必要となっている。</p>	<p>・実施団体に対する報償金の交付 ・事業の活性化に向けた効果的・効率的な集団回収の仕組みの検討</p>
							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)												
—	0	0	0	0	500																			
<p>【取組指標】 多量排出事業所における 新たな資源化量（t）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014 (H26) (基準値)</td> <td>2015 (H27) (実績)</td> <td>2016 (H28) (実績)</td> <td>2017 (H29) (実績)</td> <td>2018 (H30) (見込)</td> <td>2020 (H32) (目標値)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>500</td> </tr> </table> <p>評価 生ごみをはじめとした事業系ごみの資源化については、費用面等の課題により、新たな取組が進みにくい状況にある。</p>							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)	—	0	0	0	0	500	(24)	事業系ごみの資源化の推進	<p>◆事業者主体による資源化の推進に向けた誘導や支援を行う。</p> <p>・事業者への適正排出の指導を通じた資源物とごみの分別の徹底 ・市関連施設から排出される生ごみの資源化に向けた調査研究</p>	<p>・適正排出に係る指導を通じて、事業者主体による紙類等の資源化の推進を図っている。 ・新たな資源化の手法や導入実績について、先進自治体や資源化事業者等からの情報収集を行った。</p>	<p>・事業系ごみの資源化については、費用面等の課題により、主体的な取組が進みにくい状況にあることから、費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討を行っていく必要がある。</p>	<p>・事業者への適正排出の指導を通じた資源物とごみの分別の徹底 ・事業者の主体的な資源化の取組を促進するための費用対効果を踏まえた効果的・効率的な資源化ルートの検討 ・リサイクル技術の最新動向や他の自治体の導入実績等に照らした安定的かつ効果的・効率的な資源化手法に関する調査研究</p>
							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)												
—	0	0	0	0	500																			
<p>【基本施策3-1】 収集運搬体制の整備推進</p> <p>【取組指標】 苦情等対応件数（件）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014 (H26) (基準値)</td> <td>2015 (H27) (実績)</td> <td>2016 (H28) (実績)</td> <td>2017 (H29) (実績)</td> <td>2018 (H30) (見込)</td> <td>2020 (H32) (目標値)</td> </tr> <tr> <td>756</td> <td>827</td> <td>603</td> <td>653</td> <td>737</td> <td>680</td> </tr> </table> <p>評価 前年度と比較し対応件数は増加したが、市民等から寄せられた苦情等に確実に対応し、解決に繋がっている。</p>							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)	756	827	603	653	737	680	(25)	ごみステーションの維持管理への支援	<p>◆自治会等との連携により、ごみステーションの適正な維持管理や美化を推進する。</p> <p>・ごみ排出に関する問合せや苦情への迅速な対応及び適正排出指導の実施 ・排出ルールが守られていないごみステーションについて、収集事業者からの情報収集に努め、併せて市民等から寄せられた情報をGIS（地理情報システム）と一体管理することにより、適正かつ迅速な改善指導を実施 ・GISを利用したごみステーション情報の管理</p>	<p>・ごみ排出に関する問合せ等に対し、適切な分別・排出指導を行うことにより、ごみステーションの適正な維持管理に取り組んでいる。 ・特に排出ルールが守られていないごみステーションについては、利用者等にポスティングなどの個別指導を行い、ごみステーションの美化を推進している。</p>	<p>・引き続き、ごみステーションの設置や維持管理について、関係団体等と連携を図りながら適切に対応する必要がある。</p>	<p>・ごみ排出に関する質問や苦情への迅速な対応及び適正排出指導の継続 ・自治会や集合住宅管理者等との連携によるごみステーションの適正な維持管理や美化への支援をGIS（地理情報システム）を活用して実施 ・GISを利用したごみステーション情報の管理</p>
							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)												
756	827	603	653	737	680																			
<p>【取組指標】 苦情等対応件数（件）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014 (H26) (基準値)</td> <td>2015 (H27) (実績)</td> <td>2016 (H28) (実績)</td> <td>2017 (H29) (実績)</td> <td>2018 (H30) (見込)</td> <td>2020 (H32) (目標値)</td> </tr> <tr> <td>756</td> <td>827</td> <td>603</td> <td>653</td> <td>737</td> <td>680</td> </tr> </table> <p>評価 前年度と比較し対応件数は増加したが、市民等から寄せられた苦情等に確実に対応し、解決に繋がっている。</p>							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)	756	827	603	653	737	680	(26)	適正な収集運搬体制の維持	<p>◆作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制を継続する。</p> <p>・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続</p>	<p>・委託事業者への研修会を定期的に実施するとともに、必要に応じて随時、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬について指導することにより、適正な収集に繋がっている。</p>	<p>・2020（平成32）年度のごみ収集運搬業務委託の更新に向けて、効果的・効率的な収集運搬体制について検討する必要がある。</p>	<p>・委託事業者への研修会の実施などを通じた、作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正な収集運搬体制の継続 ・2020（平成32）年度のごみ収集運搬業務委託の更新に向け、効果的・効率的な収集運搬体制の検討</p>
							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)												
756	827	603	653	737	680																			
<p>【取組指標】 苦情等対応件数（件）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014 (H26) (基準値)</td> <td>2015 (H27) (実績)</td> <td>2016 (H28) (実績)</td> <td>2017 (H29) (実績)</td> <td>2018 (H30) (見込)</td> <td>2020 (H32) (目標値)</td> </tr> <tr> <td>756</td> <td>827</td> <td>603</td> <td>653</td> <td>737</td> <td>680</td> </tr> </table> <p>評価 前年度と比較し対応件数は増加したが、市民等から寄せられた苦情等に確実に対応し、解決に繋がっている。</p>							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)	756	827	603	653	737	680	(27)	効果的・効率的な収集運搬体制の構築	<p>◆今後の社会環境の変化に応じた効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方を検討する。</p> <p>・ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者や障がい者に対し、戸別訪問によりごみ収集を行う「ふれあい収集事業」の実施</p>	<p>・増加傾向にある「ふれあい収集」への適切な対応など、効果的・効率的な収集体制の確保が図られている。</p>	<p>・超高齢化や人口減少など、今後の社会環境の変化に対応したごみの収集運搬のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>・「ふれあい収集事業」の適切な実施 ・今後の社会環境の変化やごみの排出実態に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方についての検討</p>
							2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)												
756	827	603	653	737	680																			
								【新規・重点】																

◆ごみ処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容									
施策項目・取組指標																			
<p>【基本施策3-2】 処理・処分施設の維持管理 及び整備の推進</p> <p>【取組指標】 中間処理施設・最終処分場の整備</p> <p>中間処理施設 2020（平成32）年度供用開始予定 最終処分場 2019（平成31）年度供用開始予定</p> <p>評価 目標達成に向け、中間処理施設、最終処分場ともに、計画的な整備を推進している。</p>	(28)	中間処理施設の整備 【継続・重点】	◆「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進める。	・「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づく中間処理施設の整備（仮称）新北清掃センター建設工事（設計・施工一括）（2016(H28)～2019(H31)）	・「宇都宮市ごみ焼却施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めている。	・安定処理、環境負荷、コスト等の面に配慮し、施設整備を推進していく必要がある。	・計画的な中間処理施設の整備推進（仮称）新北清掃センター建設工事（設計・施工一括）（2016(H28)～2019(H31)）												
	(29)	中間処理施設の維持管理 【継続】	◆安定した中間処理を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。	・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理（クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など）	・施設の適切な維持管理により、安定した中間処理を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	・中間処理施設の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理（クリーンパーク茂原に係る発電用廃熱ボイラーの整備工事、運転業務委託、環境影響調査業務委託など）												
	(30)	最終処分場の整備 【継続・重点】	◆「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進める。	・「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づく最終処分場の整備（環境モニタリング調査（2016(H28)～2019(H31)）（仮称）第2エコパーク建設工事（設計・施工一括）（2017(H29)～2019(H31)）	・「宇都宮市新最終処分場（仮称）第2エコパーク施設整備基本計画」等に基づき、計画的な整備を進めている。	・安定処理、環境負荷、コスト等の面に配慮し、最終処分場の整備を推進していく必要がある。	・計画的な最終処分場の整備推進（仮称）第2エコパーク建設工事（設計・施工一括）（2017(H29)～2019(H31)）												
	(31)	最終処分場の維持管理 【継続】	◆安定した最終処分を行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理を行う。	・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理（エコパーク板戸に係る土壌堤の整備、運転業務委託、環境影響調査業務委託など）	・施設の適切な維持管理により、安定した最終処分を継続している。	・関係法令等を遵守し、適切な維持管理を行っていく必要がある。	・最終処分場の整備工事の実施等による施設の適切な維持管理（エコパーク板戸に係る運転業務委託、環境影響調査業務委託など）												
<p>【基本施策3-3】 適正処理の推進</p> <p>【取組指標】 不法投棄発生件数（件）</p> <table border="1"> <tr> <td>2014(H26) (基準値)</td> <td>2015(H27) (実績)</td> <td>2016(H28) (実績)</td> <td>2017(H29) (実績)</td> <td>2018(H30) (見込)</td> <td>2020(H32) (目標値)</td> </tr> <tr> <td>420</td> <td>366</td> <td>323</td> <td>318</td> <td>306</td> <td>250</td> </tr> </table> <p>評価 ・目標達成に向け、発生件数が減少している。 ・適正処理の啓発や、監視パトロールなどの継続的な取組の効果が現れているものと考えられる。</p>	2014(H26) (基準値)	2015(H27) (実績)	2016(H28) (実績)	2017(H29) (実績)	2018(H30) (見込)	2020(H32) (目標値)	420	366	323	318	306	250	(32)	きれいなまちづくりの推進 【継続】	◆「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進する。	・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における庁内関係課、警察及び地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板、大型映像装置、イベント、自治会回覧、情報技術媒体（アプリ）、ホームページ等を活用した条例の周知啓発 ・美化推進重点地区における民間企業（飲食物自動販売機設置業者）との連携による自動販売機を活用した条例の周知啓発 ・飲食物自動販売機回収容器設置の実態調査 ・関係機関等と連携した管理不全な土地、建物の適正管理指導	・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく継続的な取組により、市民の意識向上につながっている。	・市民との協働による「きれいなまち宇都宮」の実現に向け、市民の良好な生活環境の維持を推進していく必要がある。	・条例指導員による美化推進重点地区内の巡回指導 ・美化推進重点地区における庁内関係課、警察及び商業施設・地元商店街と連携した定期的な夜間巡回指導 ・路面標示や看板、大型映像装置、イベント、自治会回覧や広報紙、情報技術媒体（アプリ）、ホームページ等を活用した条例の周知啓発 ・美化推進重点地区における民間企業（飲食物自動販売機設置業者）との連携による自動販売機を活用した条例の周知啓発 ・関係機関等と連携した管理不全な土地、建物の適正管理指導
	2014(H26) (基準値)	2015(H27) (実績)	2016(H28) (実績)	2017(H29) (実績)	2018(H30) (見込)	2020(H32) (目標値)													
	420	366	323	318	306	250													
(33)	不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 【継続】	◆「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、地域の良好な環境保全を推進する。	・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールによる巡回監視及び監視カメラによる定点監視 ・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援	・「第3次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づく総合的な取組により、不法投棄発生件数の減少につながっている。	・不法投棄は依然として発生していることから、引き続き、適正処理意識の醸成や監視パトロールの実施、地域住民による清掃活動への支援等を継続することで、不法投棄の未然防止、早期発見及び拡大防止を図っていく必要がある。	・自治会回覧や広報紙、ホームページ等による適正処理の啓発 ・監視パトロールによる巡回監視及び監視カメラによる定点監視 ・地域住民が実施する監視活動、清掃活動への支援													
(34)	災害廃棄物への対応 【新規・重点】	◆今後起こり得る様々な災害時に発生する災害ごみに対応するため、収集から処理までの一貫した体制を整備する。	・2017（平成29）年3月に策定した「宇都宮市災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づき、図上訓練を実施	・図上訓練を実施したことにより、職員がマニュアルについて習熟するとともに、実際に災害が発生した際の対応について確認することができた。	・災害発生時に速やかに対応できるよう、実効性の確保に向けた検証を行うことにより、適宜修正等を行う必要がある。 ・国や県等、関係機関との連携について、災害に関する情報収集・事例等の情報共有及び災害発生時の迅速な対応に係る体制を強化する必要がある。	・「災害廃棄物処理対応マニュアル」に基づく訓練等の実施及び実効性の検証 ・検証を踏まえたマニュアルの修正及び更なる実効性確保に向けた体制整備													

生活排水処理基本計画の取組状況及び今後の取組について

1 基本指標に対する取組状況

(1) 【基本指標1】生活排水処理人口普及率※¹ (%)

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32) (短期目標)
目標値	—	97.4	97.7	98.0	98.3	98.6	98.8
実績値	96.9	96.9	97.7	98.1	*98.3		

※1 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 2018（平成30）年度は、12月までの実績に基づく推計値

「生活排水処理人口普及率」は、生活排水処理施設の整備状況を示す値であり、着実に整備が進んでいるため、2020（平成32）年度の短期目標を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- 引き続き、公共下水道の計画的な整備や、合併処理浄化槽の設置費補助制度の実施により、生活排水処理施設の整備を推進していく。

(2) 【基本指標2】生活排水処理率※² (%)

	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32) (短期目標)
目標値	—	94.3	94.5	94.7	94.9	95.1	95.3
実績値	94.2	94.3	94.7	95.0	*95.3		

※2 「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口」と「合併処理浄化槽を使用している人口」の行政人口に占める割合

* 2018（平成30）年度は、12月までの実績に基づく推計値

「生活排水処理率」は、生活排水処理施設の接続状況を示す値であり、着実に接続が進んでいるため、2020（平成32）年度の短期目標を達成する見込みである。

〈取組の方向性〉

- 引き続き、公共下水道や農業集落排水処理施設の未接続世帯への戸別訪問の実施など、生活排水処理施設への接続促進に係る取組を実施していく。

2 各施策事業の取組状況等

別紙2のとおり

3 収集運搬、中間処理、最終処分体制

生活排水処理基本計画に基づき、し尿・浄化槽汚泥等を水再生センターにおいて一体処理するため、2018（平成30）年度から、受入施設の建設工事に着手したところであり、一体処理を開始するまでの間については、下記のとおり、引き続き、適正かつ安定的な処理を実施していく。

（1）収集運搬体制

- ・ 浄化槽汚泥は、引き続き、許可業者による収集運搬を実施する。
- ・ し尿は、公共下水道等の進捗によるし尿収集運搬量の減少を考慮し、2018（平成30）年度から、全市域において、業務委託による安定したし尿収集運搬を実施したところであり、引き続き、同体制による収集運搬を実施していく。

（2）中間処理体制

- ・ し尿・浄化槽汚泥等は、一体処理を開始するまで、東横田清掃工場において、水処理や焼却処理などを継続する。
- ・ 一体処理の開始に向け、受入施設の建設や必要な手続等を行い、川田水再生センターにおける下水処理過程から発生した汚泥との一体処理を推進する。

（3）最終処分体制

- ・ 東横田清掃工場から発生する汚泥等は、一体処理を開始するまで、引き続き、焼却処理後に最終処分場において埋立処分を行う。
- ・ 一体処理の開始後は、前処理したし尿等については、川田水再生センターにおいて適正に処理した後、資源化することとし、除去した残渣については、焼却処理するなどし、最終処分場において埋立処分を行う。

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容	
施策項目・取組指標													
【基本施策1-1】 生活排水処理施設の整備推進							(1) 公共下水道の整備推進 【拡充・重点】	◆公共下水道事業計画区域 における2025（平成37）年度の管きょ整備率100パーセントを目指す取組を推進する。	・土地区画整理事業地区や上河内地区・河内地区の整備を計画的に実施 ・土地区画整理事業や道路事業との情報共有に努め、効率的に整備を実施	・土地区画整理事業の区域内や上河内地区・河内地区において、整備を計画的に進めている。 ・道路事業と調整を図り、整備を効率的に実施することができた。 （整備延長） H29:6,558.4m H30:7,603.3m（見込）	・土地区画整理事業や道路事業と、効率的に整備を進めるため、今後も関係機関と連携を図りながら、情報共有に努める必要がある。	・上河内地区・河内地区の計画的な整備を実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報共有を図り、効率的に整備を実施	
													【取組指標】 生活排水処理人口普及率（％）
2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)		(2) 合併処理浄化槽の整備推進 【拡充・重点】	◆浄化槽で整備する区域 において、更なる合併処理浄化槽の設置を促進するための取組を推進する。	・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施	・2017（平成29）年度から実施している新補助制度について、市・上下水道局・農業委員会の各広報紙やリーフレットなどの、様々な媒体を活用して周知した。 ・浄化槽で整備する区域における合併処理浄化槽の整備が順調に進んでいる。 （整備基数） H29:210基 H30:257基（見込）	・生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発や新補助制度の周知に、継続して取り組む必要がある。	・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施	
96.9	96.9	97.7	98.1	98.3	98.8	【取組指標】 生活排水処理人口普及率（％）							
【基本施策1-2】 生活排水処理施設への接続促進							(3) 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発 【拡充・重点】	◆公共用水域の水質保全への意識向上を図るため、単独処理浄化槽や汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換を促す啓発活動に取り組む。	・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用などによる啓発の実施 ・浄化槽法定検査指定検査機関との情報共有や連携による啓発の実施	・合併処理浄化槽の未設置世帯を対象としたリーフレットを作成し、職員の戸別訪問による配付や説明を実施するなど、補助制度を効果的に周知した。 ・転換基数について、昨年度実績を大幅に上回る基数を達成することができた。 （転換基数） H29:42基 H30:83基（見込）	・単独処理浄化槽や汲み取りトイレを使用している世帯について、戸別訪問により、合併処理浄化槽の未設置理由などを把握し、世帯の状況に応じた補助制度の説明をするなど、効果的な啓発に継続して取り組む必要がある。	・「単独処理浄化槽からの転換」や「汲み取りトイレからの設置替え」を促進するため、未設置世帯の状況に応じた戸別訪問やリーフレットの活用などによる啓発 ・新たな転換促進策の実施 ・浄化槽法定検査指定検査機関との情報共有や連携による啓発の実施	
													【取組指標】 生活排水処理率（％）
2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)		(4) 公共下水道への接続促進 【継続】	◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する公共下水道への接続促進に取り組む。	・訪問結果に基づき、訪問対象や訪問時間を設定し、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問の実施 ・集中的に訪問活動を行う強化月間の設定を継続して実施 ・新規整備地区における工事前説明の徹底など、新たな未接続者を発生させない取組の強化 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知	・未接続の理由を分析し、接続の可能性が高い世帯を選んで戸別訪問を行った。 ・接続強化月間においては、新規整備地区や接続の可能性が高い世帯を対象として、重点的に戸別訪問を実施し、高い成果を上げることができた。 ・新規整備地区の戸別訪問を早い段階から実施し、分かりやすく丁寧な説明を行った。 （接続戸数） H29:398戸 H30:390戸（見込）	・未接続世帯の多くが、経済的困窮者や高齢者世帯、浄化槽を継続して使用したい意向がある世帯であり、未水洗化世帯も多く存在していることから、公衆衛生上の観点からも、下水道への早期接続をいかに進めるかが課題である。	・公共下水道へ接続せず、長期間、浄化槽を使用している世帯に対する集中的な訪問指導の実施 ・関係課との連携強化のほか、ハウスメーカーや指定工事店との協力体制により、新たな接続促進策を実施 ・下水道のメリットを理解してもらえる効果的な接続促進を継続して実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知	
94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.3	【取組指標】 生活排水処理率（％）							
【基本施策1-2】 生活排水処理施設への接続促進							(5) 農業集落排水処理施設への接続促進 【継続】	◆更なる公共用水域の水質改善に向け、未接続世帯に対する農業集落排水処理施設への接続促進に取り組む。	・未接続世帯を対象として、啓発文書を送付するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知	・農業委員会広報紙や農業集落排水処理区内の主要施設における啓発用のぼり旗を活用した継続的な啓発を実施した。 ・2017（平成29）年度に整理した受益者名簿をもとに、戸別訪問を実施した。 （接続戸数） H29:41戸 H30:47戸（見込）	・施設整備当初からの受益者のうち、長期間接続しない世帯や更地のまま土地を保有している世帯が残っている状況にあるため、戸別訪問などにより、計画的かつ継続的に接続指導や現地調査を行っていく必要がある。	・未接続世帯を対象として、啓発文書を送付するとともに、未接続理由に応じた説明をするなど、効果的な戸別訪問を実施 ・接続工事資金の無利子融資あっせん制度の周知	
													【取組指標】 生活排水処理率（％）
94.2	94.3	94.7	95.0	95.3	95.3	【取組指標】 生活排水処理率（％）							
評価 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進を着実に進めた結果、2018（平成30）年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。							評価 未接続世帯の戸別訪問などにより着実に接続指導を実施した結果、2018（平成30）年度の目標値を達成する見込みであり、取組は順調に進んでいる。						

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

基本施策							施策事業	取組方針	2018（平成30）年度の取組状況	評価	課題	2019（平成31）年度実施計画の取組内容
施策項目・取組指標												
<p>【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理</p> <p>【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率（％）</p>							(6)	<p>◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を目指し、中長期での生活排水処理施設の公共下水道への接続時期などを検討するとともに、将来にわたり存続する施設については、中長期的な視点に基づき、施設の長寿命化等を実施する。</p> <p>【新規】</p>	<p>・施設の機能保全や統廃合の考え方を整理した「最適化計画」の基礎資料となる施設規模や処理方式を踏まえた地域下水処理施設の機能診断調査の実施 ・工業団地排水処理施設の機能保全計画の作成 ・生活排水処理施設の効率的な維持管理の継続</p>	<p>・施設の機能保全や統廃合の考え方を整理した「最適化計画」を2020（平成32）年度に策定できるよう、工業団地排水処理施設の機能保全計画の策定と、地域下水処理施設の機能診断調査を実施した。</p>	<p>・経済的条件や適切なインフラ整備の観点から、公共下水道への接続に向けた準備に取り組む必要がある。</p>	<p>・施設の機能保全や統廃合の考え方を整理した「最適化計画」の基礎資料となる地域下水処理施設の機能保全計画の作成 ・農業集落排水処理施設の管路内状況調査の実施 ・生活排水処理施設の効率的な維持管理の継続</p>
2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)							
47.7	60.2	62.7	66.0	67.3	67.7							
<p>評価 浄化槽法第11条に規定する検査の受検を促す文書を送付し、受検率が上昇したことから、取組の効果が現れている。</p>							(7)	<p>◆浄化槽法で定められている検査の受検率を向上させ、浄化槽の適正管理を推進できるよう取り組む。</p> <p>【拡充・重点】</p>	<p>・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施</p>	<p>・受検促進通知を送送する取組を開始して3年目となることから、通知内容をより一層注意喚起する内容に見直したところ、受検率は昨年度を上回る見込みとなった。 ・公共下水道への接続状況を確認することで、浄化槽の廃止状況を的確に把握することができた。</p>	<p>・過去の法定検査の受検状況や、公共下水道へ接続したことによる浄化槽の廃止状況などを的確に把握し、効果的かつ効率的な受検促進を行う必要がある。</p>	<p>・法定検査の未受検者に対する受検促進通知の送付 ・浄化槽法定検査の指定検査機関と連携した維持管理の必要性に関する啓発策の実施</p>
2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)							
—	—	—	—	市全域業務委託	—							
<p>評価 2018（平成30）年度から、計画どおり、全市域において業務委託を実施した。</p>							(8)	<p>◆し尿の効率的で効率的な収集運搬を実施する。</p> <p>【継続】</p>	<p>・全市域において安定したし尿収集運搬を行えるよう、業務委託を実施</p>	<p>・上河内・河内地区を含む全市域において円滑なし尿収集運搬を実施した。 ・作業効率や安全性、衛生面等を考慮した適正なし尿収集運搬を実施した。 ※浄化槽汚泥等については、引続き許可制での収集運搬を継続</p>	<p>・将来における収集量の減少を踏まえた効率的で効率的なし尿収集運搬体制を検討する必要がある。</p>	<p>・全市域において、業務委託による安定なし尿収集運搬を実施</p>
2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)							
—	—	—	—	市全域業務委託	—							
<p>評価 2018（平成30）年度から、計画どおり、全市域において業務委託を実施した。</p>							(9)	<p>◆水再生センターにおいて、生活排水汚泥等を一体的に処理できるよう、施設の整備に取り組む。</p> <p>【新規】</p>	<p>・川田水再生センターにおいて、一体処理に必要な受入施設の建設工事に着手予定 ・施設の建設工事の進捗状況や運営管理体制などについて、適宜、地域住民へ情報を提供</p>	<p>・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事に予定通り着手した。 ・水再生センターにおいて一体的に処理するため、一体処理に係る費用の算出方法について明確化した。</p>	<p>・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事を実施しているが、工事工程等を調整した結果、供用開始時期が変更となる見込みである。 ・水再生センターにおいて一体処理を開始するまでの間、老朽化した既存施設（東横田清掃工場）を適切に維持管理する必要がある。</p>	<p>・浄化槽汚泥等受入施設の建設工事の実施 ・一体処理の開始に向けた手続等の実施</p>
2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)							
し尿施設 1	1	1	1	1	0							
一体施設 0	0	0	0	0	1							
<p>評価 一体処理の実施に向け、順調に作業が進んでいる。</p>							(10)	<p>◆中間処理後のし尿・浄化槽汚泥等について、安定した最終処分を適正に実施する。</p> <p>【継続】</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸に埋立処分</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を、焼却処理後、エコパーク板戸において適切に埋立処分した。</p>	<p>・今後も、安定した最終処分を適切に実施する必要がある。</p>	<p>・東横田清掃工場から発生する汚泥等を焼却処理後、エコパーク板戸に埋立処分</p>
2014 (H26) (基準値)	2015 (H27) (実績)	2016 (H28) (実績)	2017 (H29) (実績)	2018 (H30) (見込)	2020 (H32) (目標値)							
124.5	173.6	177.2	173.4	170.0	72.2							
<p>評価 一体処理により、2020（平成32）年度には、減少する見込みであり、処分を適切に実施できている。</p>												